

平成21年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成21年11月27日

西多摩衛生組合議会

平成21年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成21年11月27日(金)午後2時00分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	杉浦 裕之

(職務代理者副町長)

会計管理者 小林 美由

監査委員 沖倉 強

出席議員

1 番 青山 晋	2 番 谷 四男美	3 番 小山 典男
4 番 浜中 啓一	5 番 野島 資雄	6 番 木下 克利
7 番 瀧島 愛夫	8 番 西川美佐保	9 番 鈴木 拓也
10 番 串田 金八	11 番 武藤 政義	12 番 堀 雄一朗

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	羽村 誠	業 務 課 長	松沢 昭治
施 設 課 長	石川 良仁	総 務 課 長	藤田 充
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	根岸 典史	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	森田 秀司	瑞穂町住民生活部長	鳥海 勝男

平成21年第2回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成21年11月27日(金)

午後2時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号

平成20年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第7号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第8号

西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第9号

平成21年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第7 議案第10号

平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

午後2時00分 開会

○議長（申田金八） 本日は平成21年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロ、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成21年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議長のお許しをいただきましてごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成21年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆さま方にご出席を賜り、開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成21年10月末現在で約3万9,600トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約1,620トン、3.9%の減量となっており、平成21年度末では6万6,000トンが搬入されるのではないかと予測をしているところでございます。

次に、フレッシュランド西多摩におきましては、開設から8年目を迎え、今年度の浴場施設利用者数の状況は、平成21年10月末現在で約7万3,000人となっております。当組合といたしましては今後とも多くの皆様にご利用いただけるようイベントの開催等によるサービスの充実にも努めてまいりたいと考えております。

なお、今年度の主要事業であります地元還元施設増設事業の進捗状況等につきましては、後ほど議員全員協議会で報告をさせていただきたいと思っております。

本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成20年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてのほか4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（申田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

3番 小山 典男 議員

4番 浜中 啓一 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第673号、平成21年11月20日付けをもちまして管理者より議長あてに、平成21年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付しておりますとおりの議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第6、議案第9号、平成21年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と日程第7、議案第10号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては関連がございますので、一括してご審議願うこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告を申し上げます。

なお、副管理者でございます瑞穂町長でございますが、所用がございまして、本日杉浦副町長にご出席をいただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で諸報告とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11月27日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） 異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、定例会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第3、認定第1号、平成20年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました認定第1号、平成20年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、平成20年度のごみ搬入量につきまして実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は6万7,674トン、前年度比較で2.9%の減となっております。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき平成20年度に受け入れを行いました小金井市のごみ搬入量につきましては4,319トン、前年度比較で37.7%の減となっております。

この結果、構成市町分と広域支援分を合わせたごみ搬入量全体では7万1,993トン、前年度比較6.1%の減となっております。

決算の内容でございますが、歳入におきましては、収入済額が42億5,047万5,479円でありまして、このうち85.3%が構成市町からの分賦金収入によるもので、19年度に実施いたしました広域支援に伴う前年度繰越金は6.4%、20年度に実施いたしました広域支援による可燃ごみ焼却処理委託受託金収入が4.9%となっております。

歳出の支出済額といたしましては 40 億 2,950 万 7,901 円でございます、予算に対する執行率は 94.5%となっております。歳入から歳出を差し引いた後の残額、2 億 2,096 万 7,578 円は翌年度への繰り越しとなっております。

以上が決算の概要でございますが、平成 20 年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

決算の詳しい内容につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、認定第 1 号、平成 20 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元にご配付いたしました決算書をごらんいただきたいと存じます。

決算書の 2 ページ、3 ページが歳入歳出決算の総括表で、4 ページから 7 ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。

決算内容の詳細につきましては、9 ページ以降の附属資料の事項別明細書でご説明いたします。

それでは、10、11 ページをお開き願います。

歳入でございますが、第 1 款分賦金は収入済額 36 億 2,387 万 8,000 円で、歳入総額の 85.26%を占めております。また構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりでございます。

次に、第 2 款使用料及び手数料は収入済額 6,091 万 4,337 円で、歳入総額の 1.43%となっております。

主なものといたしましては、浴場施設使用料の 5,358 万 3,720 円と、食堂等の行政財産使用料の 478 万 6,464 円でございます。

次に 12 ページ、13 ページをお開き願います。

第 3 款繰越金は収入済額 3 億 5,049 万 5,405 円、これは平成 19 年度からの繰越金で、歳入総額の 8.25%となっております。

次に、第 4 款諸収入は収入済額 2 億 1,518 万 7,737 円で、歳入総額の 5.06%となっております。

内訳といたしましては、第 1 項は歳計現金の運用による預金利子、第 2 項 1 目はロッカーキーの紛失時の弁償金でございます。

第 2 項 2 目の雑入は、タオル等の売上金、余熱利用施設光熱水費、可燃ごみ焼却処理委託の受託金が主なものでございます。

以上、歳入につきましては予算現額 42 億 6,300 万円に対し調定額、収入済額ともに 42 億 5,047 万 5,479 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

14 ページ、15 ページをお開き願います。

歳出でございますが、第 1 款議会費は支出済額 126 万 1,159 円で、執行率 83.80%、不用額は 24 万 3,841 円でございます。

主なものといたしましては、1 節報酬の 101 万でございます。

次に、第 2 款事務所費は支出済額 2 億 7 万 9,434 円で、執行率 97.94%、不用額は 420 万 3,566 円でございます。

1 目の一般管理費は支出済額 1 億 8,488 万 8,211 円で、主なものといたしましては特別職及び一般職職員の 12 名の人件費と、19 節負担金、補助及び交付金でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

19 節負担金、補助及び交付金の支出済額 4,974 万 8,764 円の主なものは、次のページの 20、21 ページに記載してございます地元負担金 4,800 万円と、地域環境対策協議会助成金 100 万円でございます。

続きまして、第 2 目庁舎管理費は支出済額 1,519 万 1,223 円で、主なものとしたしましては、13 節委託料での支出済額 1,067 万 4,720 円で、消防設備点検委託など庁舎及び設置機器の点検業務等でございます。

恐れ入りますが、22、23 ページをお開き願います。

次に、第 3 款じん芥処理費は支出済額 14 億 7,763 万 8,154 円で、執行率 94.80%、不用額は 8,107 万 846 円でございます。

主なものとしたしましては、職員 15 名及び嘱託員 8 名の人件費、11 節需用費、13 節委託料と 15 節工事請負費でございます。

11 節 需用費は支出済額 2 億 4,149 万 8,798 円で、主なものとしたしましては公害防止用の薬品類を購入した消耗品費と、施設稼働に要する光熱水費でございます。

24 ページ、25 ページをお開き願います。

13 節委託料は支出済額 2 億 4,193 万 3,725 円で、主なものとしたしましては、ごみ焼却業務委託等施設運営に必要な委託料でございます。

26、27 ページをお開き願います。

15 節工事請負費は支出済額 8 億 4,186 万 3,750 円で、主なものとしたしましては、施設維持整備工事と設備更新工事でございます。

じん芥処理費の不用額の主なものは、工事請負契約に伴う契約差金と、省エネルギー対策による光熱水費の減によるものでございます。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費は支出済額 1 億 4,927 万 5,937 円で、執行率 90.27%、不用額は 1,609 万 1,063 円でございます。

主なものとしたしましては、職員 1 名の人件費、11 節需用費、13 節委託料、15 節工事請負費でございます。

28 ページ、29 ページをお開き願います。

11 節需用費は支出済額 4,689 万 9,490 円で、主なものとしたしましては、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費でございます。

13 節委託料は支出済額 7,180 万 4,005 円で、主なものとしたしましては、余熱利用施設運営業務委託料でございます。

恐れ入ります。30、31 ページをお開き願います。

15 節工事請負費は支出済額 851 万 6,418 円で、主なものとしたしましては、平成 21 年度事業の(仮称)還元施設増設に伴う移植、整地工事でございます。

余熱利用施設事業費の不用額の主なものは、管理の徹底が図られたことにより上下水道料等の光熱水費が減になったものでございます。

32、33 ページをお開き願います。

次に、第 5 款公債費は支出済額 22 億 125 万 3,217 円で、不用額は 4,783 円でございます。

1 目元金は支出済額 20 億 153 万 5,097 円で、主なものとしたしましてはごみ処理施設整備事業債元金償還金でございます。

なお、平成 20 年度より焼却灰搬出設備改造工事債の償還が開始となっております。

2 目利子は 1 億 9,971 万 8,120 円で、主なものとしたしましては、ごみ処理施設整備事業債利子償還金でございます。

以上、歳出につきましては予算現額 42 億 6,300 万円に対しまして支出済額 40 億 2,950 万 7,901 円、不用額 2 億 3,349 万 2,099 円、執行率 94.52%でございます。

35 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 42 億 5,047 万 5,000 円、歳出総額 40 億 2,950 万 8,000 円、歳入歳出差引額 2 億 2,096 万 7,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 2 億 2,096 万 7,000 円でございます。

36、37 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地及び建物については、決算年度中の増減はございません。

38 ページをお開き願います。

物品の調書でございますが、決算年度中に増減があったものはございません。また余熱利用施設の入館管理システム機器につきましては、新機種への入れ替えを実施したことにより、決算年度中の増減の欄に数字が入っております。

以上で、平成 20 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

なお、代表監査委員ご本人から申し出がありましたので、監査結果の報告の前にあいさつを許可することにいたします。沖倉強監査委員。

○代表監査委員（沖倉 強） ただいまご紹介いただきました代表監査委員の沖倉強でございます。

監査結果の報告につきましてご指名をいただきましたが、今年組合議員さんの改選がございまして、初めてお目にかかる議員さんもおられますことから、監査結果の報告の前に一言ごあいさつをさせていただきます。

私は平成 19 年 7 月の臨時議会におきまして選任同意をいただき、監査委員を努めさせていただいております。今後とも議会議員選出の青山監査委員とともに、組合の出納事務並びに事務事業につきまして厳正に監査を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、平成 20 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査結果を報告申し上げます。

平成 20 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 21 年 9 月 24 日午前 10 時から、組合会議室におきまして青山監査委員とともに管理者、会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査にあたりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきましてそれぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿等の照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理業務及び住民の福祉の増進である余熱利用施設事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、所期の目

的が達成されていることを確認いたしました。

組合事務事業における各種契約については、定期補修工事の分離発注等経費節減に向けての工夫が見受けられ、努力されていることを確認いたしました。

また、余熱利用施設においては、昨年と比較し利用者数が若干減少しているものの、依然として年間 13 万人以上の来館者があることから、施設の設置目的である住民の福祉の増進が図られていると思います。今後も新たなイベント等の開催によりさらなる来館者の利用促進を図ることを希望いたします。

今後の組合運営におきましても、さらなる経費の節減、事業内容の見直し等効率的な財政運営に努めるとともに、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮し、適正な維持管理のもと、公正、公開な事務事業が執行され、地域住民の負託にこたえることを希望し、決算審査意見書といたします。

以上、平成 20 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。11 番、武藤政義議員。

○11 番（武藤政義） 質問をお願いします。

決算書 26、27 ページの工事請負費が 8 億 4,100 万円ほどになっておりますが、その工事の詳細についてもう少し詳しくご説明をお願いします。

そして、広域支援による小金井市の可燃ごみ受け入れに関して地元説明会が開かれたと思いますが、その中で組合の措置対応がどのように要望されたか、またごみ受け入れに際してどのように反映したか、そのことについて 2 点お願いします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

工事請負の詳細についてというご指摘でございますが、恐れ入ります。事務報告書の 55 ページをお開き願いたいと思います。ここに 100 万円以上の工事の契約状況を記載してございます。

まず、決算書でございます。施設維持整備工事 6 億 6,755 万 300 円の内訳でございますが、その表の（1）から（7）と（10）が施設維持整備工事に該当するものでございます。

まず、（1）から（6）までの項目につきましては、1 号炉、2 号炉、3 号炉の焼却炉本体と、それに付随しますごみの受け入れの供給設備やコンベヤー、発電設備等の共通設備というような工事、あるいはクレーン設備、それから活性炭設備の交換等の工事でございますが、これは毎年実施しております。（7）はバグフィルターを交換をいたしました。（8）の共通関係の電気部品交換工事でございますが、これは雷や緊急時の停電時に使用するバッテリーの部品が劣化したため交換をしているところでございます。

この施設整備工事のおおまかな内容でございますけれども、1 点目といたしましては毎年実施をいたしますいわゆる清掃、それから点検、それから部品交換等の基礎工事といたしまして 3 炉全体で 1 億 6,600 万円ほど、1 炉当たり約 5,000 万円ほど必ず経費としてかかるものでございます。

それから、2 点目といたしましてはその基礎工事を除いた部分で設備等において一定期間使用しましたら、特にバグフィルターなんかもそうなのですが、5 年、6 年使用しますとまた新たに交換しなければいけないと、こういった経年劣化による工事も発生をしております。20 年度では 3 炉全体で 4 件の工事が発生いたしました。全体で 3 億 9,400 万円ほどの経費がかかっております。その他諸経費 1 億円ほどを足しまして、全体で 6 億 6,700 万円の決算額、こういうふうになっているところでござい

ます。

次に、2番目の省エネルギー対策工事2,625万円でございますが、事務報告書の(12)(13)が省エネ対策工事でございます。20年度は2件実施をしております。初めの照明器具の交換工事は、いわゆるこの照明の蛍光管ですね。この器具を新しく省エネタイプに交換するというので、工場棟の中には約2,000本ございまして、そのうち24時間連続してついているのが1,000本ほどあります。これを一気に単年度でやりますと経費がかかりますので、実は3年間に分けて実施をしております。20年度はこのうち500本を省エネタイプに交換をさせていただいたということでございます。

それから、2点目は大型プロジェクターといたしまして焼却施設のコントロール室、中央制御室があるのですが、そこに大きい焼却状態がきちっと映るような画面が三つあるのですが、これも更新をしていくということでございまして、これらについては、3台あるのを1台減らして経費削減、あるいは省エネの効果を期待しまして3台のうち2台を交換して1,100万円ほどの決算額になっているということでございます。

それから、3番目は設備更新工事で1億3,100万円ほどの決算額がありますけれども、これは事務報告書でいきますと(14)(15)(16)、次ページの(17)(18)ということでございまして、全体で5件の施設整備更新工事を実施しております。これらの装置につきましてはすべてコンピューターが取り入れられているような装置となっております。稼働後10年をもう既に過ぎまして、コンピューターの製造が中止されているとか、それから整備で修理をしたくても部品がもう提供できないと、こういったことを迎えたので、新たな設備に更新をしていくということで、5件全体で1億3,100万円ほどの決算額となっております。

残りの緊急修繕工事は、その55ページのところでいきますと(8)(9)、それから(11)と、こういう3点ほどありますが、我々維持管理工事をしていくときにあらかじめ計画をして、予算措置をして工事に臨みますが、いざ工事が始まりますと予期せぬ出来事がいろいろ発生してくると、こういった状況がございます。

そのためにはどうしても直さないと施設が稼働できないという状況なので、これらにつきましては緊急修繕工事ということで実施をさせていただいております。1号炉においては2件、2号炉については4件、3号炉が5件、こういうふうな感じで発生をしております。

工事の内容については以上でございます。

それから、2点目の広域支援に伴う説明会でどのような意見があったかというご指摘だと思いますけれども、19、20年の2年間にわたりまして16回ほどの説明会を開催をさせていただいております。その中でいろいろなご意見をいただいている実態がございます。

主な意見要望でございますが、まず1点目としては支援量の減量、あるいは搬入日数及び搬入台数の削減、また支援先の分散の働きかけといった搬入措置に対するご意見、ご要望をいただいているところでございます。

これらの意見に対しましては、平成20年の措置対応といたしましては、19年度1万トンから4,800トンへ半減をしております。それからまた搬入日数についても、19年度は週4日の搬入でしたが、20年度は週2日の搬入といたしているところでございます。またごみ搬入車両についても1,300台ほど削減をいたしまして、児童の登下校の交通安全の確認もさせていただいているところでございます。そして支援先の分散につきましても、西多摩衛生組合が支援を開始した後、二つの施設が後から支援先に加わったと、こういう状況もございます。

それから2点目といたしましては、当初の支援要請が10年ということもございまして、支援年数を

できるだけ短くしてほしい、こういったご意見もいただいているところでございます。これに対しましては、組合の姿勢としましては、10年の支援をいきなりするというのではなくて、小金井市の建設スケジュールの進捗条件を受託条件といたしまして、小金井市に対しましてスケジュールの前倒しの要請をしたり、条件が履行されなかった場合は西多摩衛生組合も支援を中断すると、こういった姿勢で対応をしてきたところでございます。

それから、3点目でございますが、焼却ごみ量がどうしてもふえるということございまして、周辺環境負荷の低減に向けてさらに努力をしてほしいというご要望をいただいているところでございます。これらにつきましては、広域支援の受託にかかわらず西多摩衛生組合の周辺環境の負荷低減については組合の最重要課題という認識を持っておりまして、これまでもさまざまな対応をしてきたところでございます。19、20年度においてはご承知のように触媒入りのバグフィルターを、より高性能のバグフィルターを導入をして、周辺環境の負荷も低減をされてきていると、こういう状況でございます。

したがって、広域支援受託に伴います組合の搬入措置の対応については、説明会を通じていろいろご指摘いただいた内容を反映させた結果で措置対応を行って実施してきたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○11 番（武藤政義） ありがとうございます。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。2番、谷議員。

○2 番（谷 四男美） 何点か質疑いたします。

まず1点目、今の決算書の27ページ及び事務報告書の55から57ページにかけての関連でございますけれども、まず施設整備工事の関係で、経年劣化で部品交換ということで、各年によって大きな整備工事費がかかっているということで了解しておりますけれども、ここで説明書によりますと10何年交換してないのがあって、主にこういったものが、定期的に交換するものと、10年以上経って経年劣化で大きなものを、特に炉芯関係ね、炉芯関係なんかはどういうものが、経費的に大きなものが交換されたのか、今バグフィルターのことは4年から5年とか6年とかということで聞きましたけれども、大きなものが何点かあったか、それについて伺います。

それから2点目に、同じ事務報告書の今の工事の関係でございますけれども、随意契約というのかなり多いのですけれども、私も前に携わってございまして、特殊工事に伴う随意契約ということで、特殊性ということでよくわかりますが、それでお聞きしますけれども、この多く特殊契約にとっている業者がそのまま他の業者に丸投げするとか、そういったことは多分ないと思っておりますけれども、そういうことはあるのかなのか、指名競争入札では、これは競争ですからこれはよいとしまして、随意契約なんかでとったものについてほかの業者に丸投げとか、そういうことはあるのかなのか、それについて一応聞いておきます。これが2点目です。

それから3点目に、じん芥処理費の関係でございますけれども、省エネルギー対策ということで2,625万円、東京都の環境確保条例及び方針に基づいて平成21年度までに5カ年計画の中で温暖化対策をこの組合でもやっていくということでうたわれておりますけれども、この例えば2,625万円の対策工事では、これを見ますといろいろな工事をやっておりますけれども、この対策工事におきましてこういった、目標値がある程度達成できたのかどうか、どういうことがこれによって温暖化対策に役に立っているのか、これについて伺います。

そして同時に、ごみの焼却量、事業系及び家庭系が経年的には少しずつ減ってきているということもありますけれども、そういったこともこの温暖化対策に分別、あるいはごみの燃料、減少化を進める

ということで役に立っているのかどうかについて伺います。温暖化対策でね。

それから、今の3点目の関係で、余熱利用の施設工事の中で、委託料の中で6,084万円がやっておりますけれども、浴場の利用が、類似施設が近隣にできまして、そして利用の頻度といいますか、利用者が減っていますということですが、それにかかわらず余熱利用の施設事業費がふえておりますよね。対前年比から、その前から比べますと。これはやはり施設の拡充があつて、そして事業費がふえたのかなというふうに理解しているのですが、そういうことでよろしいのかどうか。

最後に、余熱利用施設の関係で、人件費が1人1,253万円というふうになっておりますけれども、この指定管理者制度とか、いろいろ今そういう制度がありますけれども、これはやはり職員が1人、余熱利用の施設に張りついていないとやはり管理上やむを得ないものなのかどうか、あるいは全面委託して職員がいなくてもできるものなのかどうか、そういったことは考えたことはあるのかどうか、それについて伺います。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 私から最初に、随意契約の特殊工事で保守の契約の件が質問がございました。丸投げはあるかという質問でございましたけれども、こちらの方は全くございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） まず、じん芥処理費の関係で工事の内容、経年劣化で発生した工事ということでございますけれども、まず大きいものとしたしましては、バグフィルターが一番大きいわけですが、その他加熱器の水管交換工事、これはボイラー、発電をしているところでございまして、焼却炉の中に当然配管がいっぱい入っているということで、66本ほどを交換をしております。

それから、3号炉においては酸素濃度の計量器の交換、これが2,600万円ほど、それから焼却炉の打ち替え、毎年、これは年数は5年ぐらいはもつのですが、5年ぐら経つと焼却炉の中の炉壁が落ちてくるというような形で、この打ち替えを22平米ほど実施をしています。約1,100万円ほどかかっています。それから当然流動床炉ですから、砂を輸送して焼却をしています。それを輸送する、砂と灰を分ける装置でございまして、砂分級機、エキスパンションというのですが、これらの交換をしているところであります。それからあと共通のダストのコンベア、これも交換をしているところでございます。これで、全体で9,000万円ほどの実績であるということでございます。

それから、2点目の省エネ対策のご指摘でございますが、ご指摘のとおり西多摩衛生組合としては省エネ法、あるいは温暖法、それから東京都の環境確保条例、この三つの法律に基づいて地球温暖化対策を実施をしているところでございます。

この中で東京都の確保条例に基づきまして平成17年度から21年度まで5年間の温暖化計画を提出をしているところでございます。二酸化炭素の基準排出量は14年から16年の3カ年度の平均としまして7,323トン、これが基準値になっているところでございます。

これに対して提出をいたしました目標は、昨年は、17年から21年の5年間で1,875トン、率で言いますと25.6%の削減計画というのを提出をさせていただきました。19、20、21年度いろいろ工事を実施してきているところでございますけれども、工事費用をどんどんかけてやっていけばいいのですが、それには当然財政がかかってくると、我々工事实施に当たってはいわゆる10年以内に回収できる工事を実施していこうと、こういう考えでこの3年間やってきているところでございます。

結果といたしましては、まず運用面、いわゆる電気をこまめに消すとか、そういった運用面では約111トン、率で1.5%の削減、こういうふうになっております。それから省エネ対策工事を実施いたし

まして、CO₂ の削減量が 1,241 トン、率で 17%の削減率ということでございまして、今年度も実施をしております、平成 21 年度の見込みといたしましては、全体で排出量が 5,971 トンを見込みまして、削減量 1,352 トン、率で 18.5%ぐらいになるのではないかとというふうに予測をしているところでございます。

また、全体で工事費、9 件で 9,000 万円ほどの工事費がかかっているところでございますが、これらの工事費については 4～5 年で回収ができるであろうと、こういうふうに判断をしているところでございます。

それから、ごみの減量は温暖化に影響するのではということでございまして、確かにご指摘のとおりでございまして、ごみ量はごみ焼却量が少なくなると CO₂ の発生も少なくなると、こういうふうなことでございますが、我々が提出している温暖化計画のいわゆる削減率の算出方法の基礎の中にはごみの焼却量は含まれておりません。そういった状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、私から 2 番議員さんの 4 点目、5 点目のご質問に対する回答をさせていただきますと思います。

まず、4 点目の余熱利用施設事業費の前年度、19 年度と比較して 20 年度決算が 1,000 万円ほど増額になっておりますが、その要因についてでございます。ご指摘がありましたように近隣に各種同種施設の開設が相次いでいるということで、事業費の内容の見直しはもとより、20 年度におきましては、ただいま建設を進めております還元施設増設事業に伴います移植、整地工事費といたしまして 760 万円ほどの事業を実施させていただいております。それがまず 1 点目の増額の要因。

それからもう 1 点、決算書の 31 ページ、備品購入費にございます入館管理システムの入替えをさせていただきます。これにつきましては、開設から 7 年が経過いたしまして入館管理システムの老朽化が進みまして部品の供給ができないということで、新たな入替えをさせていただきました。この 2 点が増額の主な要因でございます。

次に、5 点目の指定管理者制度を導入したらどうかというご質問でございます。この指定管理者制度導入につきましても管理者を初め理事者の方々と協議をさせていただきまして、この指定管理者制度導入ができないかどうかという検討もさせていただきました。

しかしながら、余熱利用施設につきましてはこの環境センター建設時の地元住民対策としての要因を持っていることから、さまざまな環境対策等を実施していかなければならないということで、指定管理者制度にはなじまないという結論に達し、組合が直営で行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 2 番、谷議員。

○2 番（谷 四男美） お答えの中で大体のところは了解いたしました。

1 点だけ再質疑させていただきますけれども、施設整備の工事の関係で、炉が三つありまして、一つは若干炉芯の消費の関係が若干余裕があると、それは存じておりますけれども、それはだけども三つ押しなべて平均に使うということで、全然使わないとただめになるので、平均、プールして平均に使うようにしているという私は記憶があるのですが、多分そうだと思いますけれども、そうしますと、燃焼時間がトータルでいきますとやはり若干、当初の設計よりも耐久、耐用年数が長持ちするのではないかなというような頭が私にはあるのですよ。だから結局耐用年数、劣化年数が、耐用年数として換算したならば余裕がある分だけ経年劣化の耐用年数が伸びるのではないかなと、そういう私は気が

しているのですよ。そういうところはないのかなというような気がするのだけれども、それはやはり
余り変わらないのかね。そこだけちょっと。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 焼却炉の稼働状況と、要するに工事費の関係でございますが、今議員がご指摘
されたとおりでございまして、確かに稼働率を見ますと、3炉ありまして60%ぐらいの稼働率でござ
いまして、その3炉を、1炉を大体平均して140日ぐらいですね。それをローテーションで稼働させ
ていると、これは今ご指摘がありましたように施設をできるだけ長持ちをさせるというふうな観点か
ら言いますと、やはり施設を止めてしまいますと、長期間止めてしまいますと錆とかいろいろな機械
の不具合が生じまして、なかなかすぐに稼働できないということがございます。

したがいまして、3炉をローテーションをもってきちっと適度に使って動かしていくと、これが一番
施設を長持ちさせるためにはいい方法であるというふうなことでございます。それはローテーション
だけではなくて、できるだけ施設を長持ちをさせるということでございまして、我々としては定期的
に点検整備をこまめに行っていくと、日常、それから週例、あるいは月例と、こういうふうな点検を
こまめにしながらやっていると、それからもう一つは、3炉ございますから、常時動いているのは2炉
です。そうすると1炉止まっているときに職員がそこへ入っていろいろな形で修理もできるというこ
とで、そういうふうな対応をしながらできるだけ施設を延命化をしていくというところでございまして、
施設が長持ちするののかというご指摘は、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 2番、谷議員。

○2 番（谷 四男美） バグフィルターが一番経費的には交換では大きいのかなという説明がありまし
たけれども、やはり炉芯関係だと思えますけれども、炉壁等よりもそういうものが大きいというのは
わかりましたけれども、私が最後に聞いたことは、炉芯関係の耐用年数が、その余裕があっても数値
的に極めて、データ的に見てもそんなに顕著にそれが、延命が働いたというようなことは数値的には
そんなに出てないということですか。それを聞いたかったわけです。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 答弁漏れがございまして申しわけございません。

いわゆるそういうふうな公害設備といいますか、バグフィルター、あとは脱硝触媒、こういったこと
は通常メーカーの見解からいうと5年ぐらいということになっていきます。それを使わなければ5年が
10年になるか、あるいは7年、8年と伸びていくのかというご指摘でしょうけれども、これはなかな
かそうはいかないので、やはり一定期間過ぎますと劣化をしていきます。それから触媒なんかは中に
いろいろな化学物質、いわゆる触媒も入っていますので、その辺の自然に効果が薄れていくというよ
うなことがございます。それからバグフィルターも大体5年ぐらいになると、布のところいろいろな
焼却灰が付着して詰まっていくという状況もございます。

現在は5年というメーカーの推奨なのですが、大体6年、7年ぐらいで2年ぐらいは延長できると、
ただしそれはその年度の間に抜き取りをいたしまして、物証試験をして、果たしてこの性能は大丈夫
かというような確認をしながら慎重に対応しているところでございます。

以上でございます。

○2 番（谷 四男美） 終わります。

○議 長（串田金八） 4番、浜中議員。

○4 番（浜中啓一） 前回は質疑させていただいたのですけれども、温浴施設について質問させていた

だきたいと思うのですけれども、今年（平成 20 年）の 4 月の 11 日、100 万人と多くの方々が入浴されたということで大きな節目を迎えたと、これは多くの周辺の市町村民が使われたことだと思うのですけれども、その中で、多くの方がそれを使われることによってやはりフレッシュランド西多摩という温浴施設も、中身もなかなかそれなりに充実する必要があると、またそれは公共の施設として充実しなければならぬと思います。

その中で、福祉風呂について質問させていただきたいのですけれども、前回質問させていただいたときにもいろいろと障害者団体が使つての使い勝手の関係、または障害者に対するの対応というものについてのご答弁もいただきました。

その後、ここに至ってその経過についてどのような指導をしたのか、それが徹底されたのか、どういうふうに変ったのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、ただいまの 4 番議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

フレッシュランド西多摩にございます福祉風呂の使用に対する経過ということでございますが、この経過につきましては、前回 7 月に開催されました臨時会のときにも申し上げましたけれども、私どもフレッシュランド西多摩にございます福祉風呂をご利用になった障害者団体の方からその利用方法、それから福祉風呂以外に大広間、それから食堂につきましても障害者団体が利用しやすい環境を整えてほしいという要望をいただいております。

これにつきましては、先の正副管理者会議の中でもご報告をさせていただきましたが、大広間、食堂につきましては健常者、障害者を問わず何ら使用の制限がないことから、そちらの障害者団体の方に対しましてご自由にいつでもお使いいただきたい旨の回答をさせていただいております。

それからもう 1 点は、現在フレッシュランドにございます福祉風呂につきましては、循環設備を持たない福祉風呂でございまして、そのため水質管理の徹底を図る上から一団体がご入浴された後は必ず水を全部入れ替えまして、掃除をした後、水質を測りまして次の方にご利用いただくと、このような方式になっております。

ここで使われた福祉団体からは、複数人が一緒にフレッシュランドの福祉風呂をご利用できないかというご要望をいただきました。私どももそのご要望をいただいた後に専門業者を呼びまして、どうにか一緒に何人かが、複数人が入れないかということをお願いしましたところ、まず循環設備をつけなければいけないということでございます。循環設備だけではお湯が冷えてしまうということで、循環設備のほかにも調温設備、あそこまで蒸気を引っ張りまして、常にお湯の温度が冷めないような調温設備も充実する必要があるという回答をいただきました。その工事費に要する金額でございますが、おおよそ 1 億円を要するという回答をいただいております。

それともう一つ、東京都の公衆浴場条例の中で複数人が使用のお風呂の面積というのが決まっております。これを確認しましたところ、現在の福祉風呂の面積では、まず洗い場をふやす必要があると、それから脱衣場を広げる必要があるという回答をいただきました。

そのため、複数人でご入浴をできるような対応をすぐにさせていただくことは現時点では難しいという回答を福祉団体の方にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（申田金八） 4 番、浜中議員。

○4 番（浜中啓一） 費用の面だとかいろいろな面で障害があるというのはわかるのですけれども、一

つはやはり節目として7年で100万人入ったというのは、これはまた大きなチャンスというか、きっかけだと思うのですね。

公共のそのような温浴施設の中でやはりそういう障害者にやさしい社会というのがひとつのやはり今の流れだと思うのですよね。インフラ整備でも何でも、やはり障害者が少なくとも健常者と同じような形で便利に、要するにノーマライゼーションの精神でやっていく施策というのがもう第一条件だと思うのですよね。

ですので、やはりそういうことを考えるならば、これだけの多くの方々が利用されている中で、やはりそういうようなノーマライゼーションの精神にのっとるのだったらば、やはりそういう施設も見合うような施設づくりというのは、福祉風呂という名前がついている以上改善する必要があるかと思うのですけれども、今ご答弁でありましたとおり、それは確かに障害があるかと思えますよ。

これはやはり3市1町の組織した大きな行政の団体ですから、やはりその地域地域の福祉施設についてもリーダー的な存在で引っ張って行っていただきたい、要するにそういうような考えに立てば、やはりそのような使いやすい形の循環施設というものをつくって、使いやすい温浴施設で、なお一層今後充実したフレッシュランドとしてのスタートを切ってほしいなというふうに思うわけですから、その辺についても一度ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今、福祉風呂の利用につきましてご質問いただきまして、私どもも確かに今浜中議員さんからお話いただきましたことにつきましては重々承知をしております。特に施設につきましてはもうユニバーサルデザインということで、いろいろな障害のない、そういう施設をつくるのは行政としては基本的な考え方でございます。それとあと1点は、やはりご利用される方々の気持ちというのですか、職員の対応、それにつきましても職員の方に徹底しておりますので、前回お話ししましたようにいろいろなご迷惑をかけた、嫌な思いをさせたということがございますので、それ以降私ども職員の方にも教育を徹底しまして対応してございます。

この余熱利用施設としましては、福祉風呂もそうですし、一般の方もそうですし、なるべくリピーターをふやすということで、それが一番の利用促進につながるということで私ども鋭意努力しているところでございます。

それにつきましても、特に施設関係につきましては、私ども事務局もそういうような考えを持っておりますので、今後正副管理者、また部課長で構成する幹事会のご意見をいただきながらまた検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。8番、西川議員。

○8番（西川 美佐保） 平成20年度事務報告書の73ページのごみ質組成の下の方のところ3点お伺いをいたします。

一つ目は、ごみ質組成の中で紙、繊維が平均45.2%で、厨芥類、これは残飯なのですが、これが21.5%と全体の占める割合が非常に高いのですけれども、この割合というのはここどれくらい、数年変わっていないのかどうかというのが1点目です。

2点目に、各構成市町でどういう取り組みをすればCO₂削減のためにさらに紙、繊維、厨芥を減らすことができるかとお考えなのかというのが2点目です。

それから3点目に、各構成市町でどういう取り組みをすればごみ処理にかかわる費用を削減できるのか、また市民サービスを向上させるのか、そういう共通の問題があると思うのですけれども、例えば

ごみ袋を共通にするとか、ごみの印刷物を共通にするとか、そういったことで削減できることがいろいろあると思うのですけれども、そういったことを話し合う場というか、横の連携でそういったことを話し合って、着実に。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） まず、1点目のごみ質の関係でございますが、先ほど議員の方からご指摘がありました割合がございます。これについてはほぼ過去、稼働して10年過ぎますけれども、多少の増減はございますけれども、同様なごみ質で推移をしてきているところでございます。

それから、ごみ減量と経費の関係でいろいろ構成市町でどのような対応をしてきたかというふうにお聞きいたしましたけれども、直接経費削減、あるいはごみ減量の取り組みについては西多摩衛生組合の固有事業ではございませんが、これまでに構成市町は、例えば家庭系ごみの取り組みといたしましてごみの有料化、あるいは戸別収集を実施しております。

それから、当然減量は行政だけでは行えませんので、どうしても住民の方々のご協力が必要であるという側面で、分別に協力をしていただきたいというような啓発活動を広報紙を通じて積極的に進めているところでございます。

特に資源化についてはかなり構成市町も一生懸命やっております、紙、繊維類につきましては、新聞、雑誌、雑紙、紙パックとか4種類ぐらいに分けて、資源ゴミとして資源化をしているということでございます。これ以外の資源化できないものについては西多摩衛生組合に入ってきていると、こういった状況もございます。それから厨芥類のお話も出ましたけれども、これらについては水切りをよくしてくださいというような周知をしているとの報告を受けております。

それから、西多摩衛生組合は家庭系ごみだけではなくて事業系のごみも当然入ってきます。この事業系のごみにつきましては、構成市町としましては事業所へ直接出向いて、ごみの抜き取り検査、あるいはごみ減量の協力、指導を強化しているということでございます。

それから、事業系の厨芥類につきましては、ご承知のように食品リサイクル法が施行されまして、大型店舗のそういう事業所においては資源化を積極的に進めなければならないというような努力義務もあります。

こういうふうな施策の結果、ごみ量全体から見ると、15年度が大体7万7,315トンぐらいだったのですが、20年度では6万7,000トン台に減ってきております。およそ9,641トンぐらい、12.5%の減量となっている実態がございます。これらは構成市町のごみ減量の成果であるというふうに判断をしているところでございます。

それから、3点目の経費削減の関係なのですが、当然清掃行政、西多摩衛生組合は可燃ごみを処理します。それから構成市町との関係がありますが、西多摩衛生組合と構成市町と協力して経費削減に努めた例としては、実はごみ計量器のシステムがございまして、それが老朽化をして、新しくしようということで更新をしたときがあります。そのときは構成市町において事業系のごみの収集手数料の事務がいろいろ、伝票を区分けしたりいろいろな手作業の事務が発生していた実体がありまして、そのときにはそういう手作業をなくして事務の合理化を図るために西多摩衛生組合のコンピューターシステムですべて取り入れたと、こういうふうな感じで1件だけございます。

○議長（申田金八） 8番、西川議員。

○8番（西川 美佐保） 今いろいろ取り組まれたというお話なのですけれども、まだまだいろいろ話し合って本当に共通している、みんなで取り組めばもっと削減できることということがいろいろあると思いますので、ぜひこういったことを話し合う機会を定期的にもっていただきたいと思うのですけ

れども、例えば事務局をこの西多摩衛生組合に置いていただいて横の連携でやっていただくような、そういう体制をきちっとつくり上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 西川議員の構成市町との連携というようにお話でございますが、実は私ども、この西多摩衛生組合の構成市町の中で部課長で構成します幹事会というのがございます。実はその中で構成市町の方からご提案ございまして、一つ大きな目的としましてまずごみの減量、あと経費の削減ということでそういうご提案がございました。

その中で、やはり一つの市や町だけではなかなか経費がかかるのと、取り組みが難しいということがございますので、実は今年に構成市町のごみ担当者会議というのをここで新たに設けていろいろな話し合いをしてございます。それにつきましては大体係長が中心となってやっているのですが、せっかく西多摩衛生組合の構成市町の中で、お互いにやはり個々の自治体で悩みがあるわけです。それをいかに、どういうふうにやったら解決していくかというふうなことで今話し合いをしているところでございます。

それとあと、先ほどもお話ございましたようにスケールメリットですね。やはりそういう考え方をもちましていろいろな、どんなことが3市1町の中で取り組めるか、その辺のところをこれから、具体的にはまだ話し合いの中でどうしようこうしようというのはございませんけれども、その中でやはり私ども西多摩衛生組合としましてオブザーバー的なところで、それで構成市町のやはり合意がなければ私ども動けませんので、オブザーバー的な形で出席をさせていただいて、構成市町のいろいろなご意見、またいろいろな提案等をこれから3市1町と西多摩衛生組合で、担当者同士で話をして進めていこうというような、そういう会議を進めておりますので、これにつきましても単年度で終わるということではなくて、これからもいろいろな課題につきまして検討していきましようというような、そういう意思統一ができております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） 先ほどの西川議員の関連になりますが、事務報告書の63ページの下のところ構成市町ごとの一人当たりの家庭系ごみの排出量というのが19年、20年載っておりますけれども、羽村市がその中で480グラム程度で、19年、20年とごみが少ないというふうに出ておりますけれども、これの、ちょっとこの過去の分、ちょっと私は調べられなかったのですが、理由というか、どういうふうに分析されているかというところをまずお願いします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 63ページのこの資料でございますが、これは私ども西多摩衛生組合で処理した量で出しましたごみ量でございます。ご存じのとおりごみにつきましては資源ごみ、また粗大ごみとかいろいろなごみがございますので、その辺につきましては各構成市町で取り組みをしているというようなところでございます。

ただ、私どもやはり構成市町とさまざまな話し合いをする中で、やはり各構成市町がいろいろ独自でいろいろな努力をされている、先ほど管理課長からお話しましたけれども、やはり事業系ごみについては事業所の方へ行って指導して、そういうことでごみの減量をしてもらうということでございます。

それと、やはり一番大事なのは市民の方々の意識でございます。それでいかにごみを減らそうかというような、そういうところをいろいろな取り組みをしているところでございます。

それとあと、1点付け加えさせていただきますと、西多摩衛生組合の構成市町の中で平成19年度に

ごみの分別の統一化を図りました。これは皆さん方の家庭に各構成市町からいっていると思いますが、ごみマニュアルとか、リサイクルマニュアルとかありますけれども、その後ろのページにインデックスで貼ったところがありますが、これは西多摩衛生組合で統一をさせていただきます。それによって一つのごみ、今までは例えばこのごみがここへいけば可燃ごみ、こっちへいけば不燃ごみというようなことになっていたのを全部統一しまして、そういう形で統一したことによってもごみの減量が進んでいるのではないかというような、そういう考えを持ってございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） わかりました。それぞれ構成市町が努力されているということがわかりまして、先ほど事務局からの答弁で地球温暖化対策のごみを減らすためには、直接は西多摩衛生組合ではなくて構成市町に対してごみの分別、減量徹底をお願いするしかないというお話だったのですけれども、先ほどごみ質の分析結果という表のご指摘があったのですけれども、ちょっと可能かどうかということ、難しいのかなと思いますけれども、例えば構成市町ごとにどういごみ質の組成が違いがあるのかとか、それから分別がどの程度されているのか、どこまでいっているのかというような情報提供を西多摩衛生組合の側から市町に対して示していくと、それをもとに各構成市町でやはりもっともっとここができると、他市の取り組みにも学んでリサイクルを徹底していこうというような、そういう形での西多摩衛生組合のごみの減量に向けての取り組みということができないものかというふうに考えるのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 鈴木議員さんの73ページのごみ質の件でございますが、これは一例を申し上げますと、羽村市では羽村市独自でやっております。たしか羽村市では毎年、年度を終わりましたらごみの報告書をつくって、各市民の方にも見られるような形でつくられているというようなことを伺っております。

ですから、これからも各構成市町でそういう構成市町別のごみ質の分析をやられて、その結果が出ましたら私どもも取りまとめて、またいろいろな会議の折りに配って、またこの資料の中に入れるかどうかわかりませんが、議会の全員協議会等にも、そういう参考になるような資料がございましたらまたお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

議会会議規則第32条の規定に従い、まず原案に対する反対討論の発言を許します。9番、鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 認定第1号、平成20年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

本決算の認定に反対をする理由は、小金井市の可燃ごみを約4,320トン受け入れを行った、これが理由であります。平成20年3月25日に行われました西多摩衛生組合臨時議会におきまして、並木管理者は多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき2年目に当たる小金井市のごみ受け入れを年

間 4,800 トンを上限に行うことを表明をしました。この臨時議会ではさまざまな議論がされておりましたが、説明をより十分に求めるということで、小金井市長と協議会役員の参考人招致を求める動議が提案をされる、また広域支援に該当しないために補正予算案に反対との討論が行われておりました。また臨時議会に先立って3月20日に行われた住民説明会では、小金井市の対応に対する不信任感、広域支援に該当するのかという疑問、また教育施設が集まっている地域であり、すぐにも受け入れを中止してほしいなどの厳しい意見が西多摩衛生組合に対して、また稲葉小金井市長に対しても出されておりました。

こうした声が続いているのは、一つはそもそも小金井市のケースが広域支援に該当するのかどうかとの根本問題に多くの住民や市民が納得していないことがあるというふうに考えます。多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条には、当該自治体が確実に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を行う責務が明記されています。

しかしながら、そういう努力を続けた上でもごみ処理がストップをしてしまう場合がありますけれども、それが同協定2条に示されている「予測できない緊急事態におちいった場合、またあらかじめ予定されていた点検、改修、更新などの場合」に当たります。そういう場合には広域的にごみ処理を分担しようというのがこの協定の内容であって、小金井市のケースでは全く該当していないというふうに考えます。

それから二つ目に、今回いただきました事務報告書にも西多摩衛生組合の歴史ということで記載がありましたけれども、砂利の採取跡地に廃棄物業者が産業廃棄物を無差別に捨てるいわゆる「ごみ戦争」と言われる事態が起こったという歴史が記載されています。多摩の十数自治体が業者に丸投げをして、それがこの地に持ち込まれる。悪臭とダイオキシンが大発生する。こういう事態に対して住民と行政が力を合わせて一步一步ごみ処理の改善と地域環境の改善を図ってきた。ごみの減量を図ってきた。そういう歴史を西多摩衛生組合は持っています。そのことが多くの住民が小金井市のごみを受け入れることに納得できない強い拒否感を抱く歴史的な理由であるというふうに考えます。

今年の2月に当衛生組合が受入条件としていた条件が崩れまして、ごみの中断を行いましたけれども、このことは当然だったというふうに思いますけれども、やはり受け入れの根拠に疑問があり、住民の納得が十分であるとは言えないというまま12カ月間ごみの受け入れを続けてきたことは行うべきことではなかったというふうに考えます。

以上の理由で、本会計の決算に反対をいたします。

○議長（串田金八） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。11番、武藤政義議員。

○11番（武藤政義） 認定第1号、平成20年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

西多摩衛生組合の共同処理する事業は、構成市町から排出される可燃ごみの衛生的な処理、焼却灰等の最終処分場への安全な運搬、当組合の周辺住民の福祉増進にかかわる施設の適正な管理と安定した業務運営、これら3点が上げられます。

事務報告書にあるように、ごみ処理施設の適正な管理と安定した業務運営に関しては、構成市町から排出された約6万7,700トンのごみが法令等に基づき安全かつ衛生的に処理され、最終処分場に運搬するという本来の目的を達成しています。

また、フレッシュランド西多摩においても来館者100万人を達成、開設7周年の各種イベントを精力的に開催するなど初期の目的を達成していると判断できます。

平成20年度決算を見ますと、安全に安定的に可燃ごみを処理するための各炉共通系の工事、地球温

暖化に対するための省エネルギー対策工事、地元協議会との懸案事項でありました（仮称）還元施設増設工事への着手など計画的に事務事業が遂行されております。

また、平成 20 年度に実施された小金井市の可燃ごみの受け入れについては、相互支援の趣旨を尊重し、締結されている多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づいた支援対応であり、多摩地域のほとんどの施設が支援を受託している経過があるとのことです。

平成 20 年度の広域支援の実施に際しては、地元協議会からの要望などを総合的に勘案した上で、受入量や搬入日数も前年度に対して削減させ、改めて技術的な検証をし、地元住民への説明会、また議会を含めた諸会議を経て受入決定されたものと認識しているところでございます。

平成 20 年度の経過としても、小金井市との可燃ごみ焼却処理委託契約書での受入条件であります建設予定地の決定が果たされなかったことにより、平成 21 年 3 月から可燃ごみの受け入れを中断した経過もございます。西多摩衛生組合としては近隣住民に対して説明責任を果たし、ごみの搬入の措置対応についても近隣住民の要望に誠実に対応してきたものと判断しております。

さらに平成 20 年度決算においては、広域支援の有無にかかわらず周辺環境負荷のさらなる低減を目的とし、平成 19 年度に続き 1 号炉と 3 号炉のバグフィルターの炉布を触媒フィルター交換するなど周辺住民の要望に対する施策を実施しております。

以上のことから、平成 20 年度決算の認定につきましては事務事業が適正かつ着実に実行され、西多摩衛生組合が周辺住民の方々と約束したことを実行され、不安をより一層軽減できたと考えられますので、平成 20 年度西多摩衛生組合決算認定について賛成討論といたします。

○議長（串田金八） 以上で討論を終わります。

これより認定第 1 号、平成 20 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

認定第 1 号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（串田金八） 挙手多数であります。よって、本案は原案どおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 36 分 休憩

午後 3 時 37 分 再開

議長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 4、議案第 7 号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第 7 号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案は、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に規定されている心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職分限について、その休職の期間の通算方法などの制度趣旨を明確化するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、議案第7号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

お手元にご配付しております議案第7号附属資料新旧対照表の1ページをごらん願います。

まず、降任、免職及び休職の手続を定めております第2条においては、第1項の文言整理を行うほか、第2項では職員を休職する場合に診断を行わせるために指定する医師の人数を改めております。

次に、休職の期間を定めております第3条では、第1項に後段として、連続して行う休職処分を更新とする規定を設けるとともに、改正前の第2項及び第3項を1項ずつ繰り下げ、新たに第2項として、職員を休職させる場合の期間について、これまで3年と規定していたものを休職から復職後、同一疾病で1年以内に再び休職する場合には、前後の期間を通算して3年を限度とする旨の規定を設けております。

続きまして、2ページをごらん願います。

第5条中及び第6条の見出しにおいては、文言整理を行っております。

最後に付則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、この施行の日以後に新たに休職の処分を受け、または新たに休職期間を更新する処分を受けた者に対して適用し、施行日前に受けた休職の処分による休職期間は通算しないものとする経過措置を設けるものであります。

以上で職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情を追加し、育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整に関する規定を改めるとともに、部分休業についての承認要件を緩和しようとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

条例の詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第8号附属資料新旧対照表の1ページをごらん願います。

初めに、第3条ですが、再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定しており、同条中第3号を改め、負傷や疾病等により子を養育できなくなった職員が育児休業を取り消された後に、当該負傷等から回復した場合を再度の育児休業をすることができる特別な事情として追加しようとするものでございます。

同じく第3条中、改正前の第3号に対応する新たな第4号として、両親が交代で子を養育する場合の規定を加えております。

2ページをごらん願います。

これは、職員の育児休業に引き続いて配偶者が常態で子を養育した場合にのみ認められていた再度の育児休業について、本改正によりまして、配偶者が常態でなくとも勤務時間を短縮して勤務をしながら子を養育した場合にも当該職員が再度の育児休業をすることができるよう改めるものでございます。

この規定によりまして、職員が育児休業取得をして、さらにその後、配偶者が勤務をしながら育児をして、さらに再度職員が育児休業を取得するというパターンで、両者が交代で育児をすることが可能となるものでございます。

続きまして、3ページをごらん願います。

改正前の第6条を削り、新たに第8条として育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する規定を加えております。

改正前の規定では、育児休業から復帰した職員の給料月額調整の際に、育児休業の期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなしておりましたが、本改正により、育児休業期間の100分の100以下で換算した期間を引き続き勤務したものとみなして調整することができるようになります。

続きまして、4ページをごらん願います。

改正前の第9条にかわり新たに第11条として、部分休業の承認要件を緩和する規定をしております。具体的には改正前の例えば託児所へ子を送迎する必要がある場合などを要件として規定していた「託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」という文言を削り、部分休業の承認の要件を緩和し、子を養育する必要があると認められれば部分休業を取得できるものと改めております。

その他の改正につきましては、法改正に伴い各条の趣旨を明確にするための見出しの付与や、条番号及び文言の整理等を行うものでございます。

続きまして、5ページをごらん願います。

最後に、付則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第6、議案第9号及び日程第7、議案第10号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第9号、平成21年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び日程第7、議案第10号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) それでは、一括議題となりました議案第9号、平成21年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第10号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第9号、平成21年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ8,150万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を40億6,500万円に変更しようとするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では前年度決算に基づきます繰越金の確定額を計上させていただき、分賦金との相殺をさせていただいております。歳出につきましては、需用費において薬品の単価やその使用量並びに電気料金の見直しを図ったほか、委託料、工事請負費等で実績に基づきます経費の減額を行っております。

次に、議案第10号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算(第1号)に基づき分賦金の総額を1億6,514万6,000円減額いたしまして、37億7,885万2,000円に変更しようとするものであります。

なお、議案第9号及び第10号の詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(申田金八) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田 充) それでは、議案第9号、平成21年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第10号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号、平成21年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,150万円を減額いたしまして、歳

入歳出予算の総額を40億6,500万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

第2条債務負担行為の設定は、第2表債務負担行為によると定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は1億6,514万6,000円減額いたしまして、37億7,885万2,000円と定めようとするものでございます。

第3款繰越金は8,296万7,000円増額いたしまして、2億2,096万7,000円と定めようとするものでございます。

第4款諸収入は67万9,000円増額いたしまして、610万6,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は8,150万円減額いたしまして、40億6,500万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款議会費は5万9,000円増額いたしまして、173万3,000円と定めようとするものでございます。

第2款事務所費は13万1,000円減額いたしまして、2億958万6,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は7,450万6,000円減額いたしまして、14億1,004万円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は671万5,000円減額いたしまして、2億4,086万9,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は20万7,000円減額いたしまして、151万4,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は8,150万円減額いたしまして、40億6,500万円と定めようとするものでございます。

次に、3ページをごらんいただき、第2表債務負担行為でございます。債務負担行為をいたそうとする案件につきましては、ごみ処理プラントの運転管理を委託しております「ごみ焼却業務委託」において、同一業者への委託年数が7年経過いたしますことから、債務負担行為の限度額を1億3,026万3,000円と定め、平成21年度中に業者の見直しを行い、契約締結いたそうとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項明細書でございます。

7ページをごらんいただき、歳入でございます。第1款分賦金は1億6,514万6,000円減額いたしまして、37億7,885万2,000円でございますが、詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第3款繰越金は8,296万7,000円増額いたしまして、2億2,096万7,000円でございます。これは平成20年度からの繰越金でございます。

第4款1項預金利子は67万9,000円増額いたしまして、72万9,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入によるものでございます。

以上、補正額合計8,150万円を減額いたしまして、歳入の合計額は40億6,500万円でございます。

次に、8ページをごらん願います。

歳出でございます。第1款議会費は5万9,000円増額いたしまして、173万3,000円でございます。

内容といたしましては、今年度組合議員の改選がございましたことから、第1節報酬において不足が発生したことによるものでございます。

9ページをごらん願います。

第2款事務所費は1目一般管理費で13万1,000円減額いたしまして、1億9,633万4,000円でございます。

内容といたしましては、第2節給料におきまして配置職員の昇任・昇格により増額といたしてありますが、第3節職員手当等は6月期期末手当の凍結により減額となっております。

また、第7節賃金におきましては今年度上半期分の実績を精査し、不用額分を減額しております。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は7,450万6,000円減額いたしまして、14億1,004万円でございます。

主な内容といたしましては、第1節報酬で268万8,000円の減額、これは嘱託員の人数が当初の見込みよりも減少したことによるものでございます。

第2節給料の増額分、第3節職員手当等の減額分は先ほどのご説明と同様でございます。

第4節共済費におきましては、嘱託員の人数の減少により減額しております。

第11節需用費で4,259万6,000円の減額、これは主に光熱水費であります電気料で、省エネルギー対策工事による上半期の実績を精査したことによる減額でございます。

第13節委託料1,138万1,000円の減額は、契約差金によるものでございます。

第15節工事請負費1,661万1,000円の減額も、契約差金によるものでございます。

第18節備品購入費7万2,000円の増額は、当初予定しておりましたプラント内のボイラー管の肉厚を測定する「超音波厚さ計」を高性能な機種に変更しようとするものでございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費は671万5,000円減額いたしまして、2億4,086万9,000円でございます。

内容といたしましては、第11節需用費で503万4,000円の減額でございます。これは燃料費と光熱水費の電気料のうち燃料調整費及び上下水道料の使用量の減によるものでございます。

第13節委託料は168万1,000円の減額でございますが、内容といたしましては、余熱利用施設運営業務委託料等の契約差金の減額分と、入館管理システム変更委託料と竣工式典委託料を新規計上させていただいた増額分を相殺したものでございます。

次に、13ページをごらん願います。

第6款予備費でございます。予備費は20万7,000円減額いたしまして、151万4,000円でございます。

以上、補正額合計8,150万円を減額いたしまして、歳出合計は40億6,500万円でございます。

関係資料といたしまして、14ページから16ページまでは給与費明細書でございます。

17ページは債務負担行為に関する調書で、上段は当初予算で設定いたしました余熱利用施設運営業務委託を委託締結いたしましたので、支出予定欄に契約金額を記載いたしました。下段は先ほどご説明いたしました内容につきまして記載してございます。

以上で、平成21年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第10号附属資料をごらん願います。

平成21年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、組合市町の人口は平成21年10月1日現在の人口を採用して、全体で730人減少し、29万2,279人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は264人の減少で13万9,744人、負担割合は47.81%。福生市は199人の減少で6万696人、20.77%。羽村市は176人の減少で5万7,491人、19.67%。瑞穂町は91人の減少で3万4,348人、11.75%となっております。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は600トン減の3万2,100トンで、負担割合は49.0%。福生市は1,400トン減の1万3,000トンで、20.0%。羽村市は900トン減の1万2,200トンで、18.0%。瑞穂町は600トン減の8,700トンで、13.0%。合計で3,500トン減の6万6,000トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきましてご説明申し上げます。組合市町に分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき算出しております。

この算出結果から、平成20年度繰越金を差し引いたものが21年度補正後の分賦金でございます。組合市町別では、青梅市は3,782万3,000円の減額となりまして18億2,083万2,000円、福生市は5,851万6,000円減額となりまして7億7,014万2,000円、羽村市は4,919万3,000円減額となりまして7億1,636万1,000円、瑞穂町は1,961万4,000円減額となりまして4億7,151万7,000円となります。

分賦金の補正額合計1億6,514万6,000円を減額いたしまして、分賦金は37億7,885万2,000円でございます。

以上で、平成21年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷 四男美） 1点だけ、省エネの関係で、需用費の中の光熱水費が、じん芥処理費でも余熱利用でも、特にじん芥処理費では光熱水費が3,085万円、これを20年度の決算で見ますと大型プロジェクトというのかな、冷蔵装置というのかな、そういうものの交換というのが大きな価値を果たしたのかなというような気がするのですけれども、主にこれは電気料がこういった器具の取り替え等でこのような大きな光熱水費の削減をもたらしたもののなか、これをちょっと再確認いたします。

○議長（串田金八） 松沢業務課長。

○業務課長（松沢昭治） 2番議員のご質問にお答えをいたします。

光熱水費の関係でございますが、これは実は電気料の減額分が3,230万円ほど、それと下水道料の増額、これが44万円ほどございます。この二つを合算いたしまして3,085万3,000円の減額とさせていただきます。

当初予算計上時のごみ搬入量は6万9,500トン、今回補正時のごみ搬入量は3,500トン減量の6万6,000トンでございます。構成市町から提出していただきました数値でございます。ごみ搬入量が3,500トン減量いたしますと、1炉運転が22日間増加いたします。そのかわり2炉運転が22日減少することから、発電量が減りまして、実は購入電力は約18万5,000キロワット増加するという予測になっております。

18万5,000キロワット増加しますと214万円程度の増加となりますが、昨年からの原油の高騰によります燃料調整費というものが基本料金や既設電気料金の1キロワットにつきまして2円加算されるという予定でございました。それが現在も加算をされておられませんことと、3カ年で実施してまいりました省エネルギー対策工事の成果による使用電力の削減により3,229万1,000円の減額をするものでございます。

下水道料の増額分143万8,000円につきましては、触媒入りバグフィルターに交換したことによりまして従前のバグフィルターよりも35度ほど高い温度で集塵機にガスを送ることから、集塵機入口の温度調節用に使用しておりました排水処理水、この使用量が減少いたしまして、その結果下水道への放流が増加してしまったということが原因でございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 2番、谷議員。

○2番（谷 四男美） 大体わかりましたけれども、今説明の中でバグフィルターが高性能なものにレベルアップして、そのために逆に温度設定が高くなったので、35度というのは今聞きましたけれども、その結果下水道の料金が、使用料がふえてしまったということですか。もうちょっと再確認します。

○議長（串田金八） 松沢業務課長。

○業務課長（松沢昭治） 2番議員のおっしゃるとおりでございます、35度高い温度で、実はそこで噴霧をして減らしていたその排水処理水が、噴霧の使用量が少なくなったので下水道料の方に回ってしまったということでございます。

以上でございます。

○2番（谷 四男美） はい、わかりました。

○議長（串田金八） ほかにございますか。9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） 12ページの入館管理システム変更委託料15万円ですけれども、先ほど約600万円昨年度変更していると、さらにこれは15万円のプラス補正で、その内容をどうということかお願いいたします。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、9番議員のただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

補正予算書12ページの入館管理システム変更委託料でございますが、こちらにつきましては来年度4月からの供用開始を予定しております（仮称）還元施設増設工事に伴いまして、その入館料を徴収するために新たにシステムの変更を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） この新しい建物をつくるということはあらかじめわかっていたわけで、昨年の600万円の中で改めて更新することを見越してシステムというのはつくっておけなかったのかどうかという点をお願いいたします。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） 引き続き9番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

20年度当初予算にこの変更委託料を計上できなかったのかというご質問ですが、20年度当初予算の積算時には（仮称）還元施設増設工事業費の計上もされていないことから、このシステム変更の予算の計上も差し控えさせていただいておりました。

以上でございます。

○9番（鈴木拓也） わかりました。

○議長（串田金八） ほかにございますか。12番、堀議員。

○12番（堀 雄一郎） 補正予算書の3ページの債務負担行為で、先ほどご説明がありましたと思うのですが、ごみ焼却業務委託、今回見直しを行うに当たってという説明がありましたが、もう少し詳しく概要を説明していただけないでしょうか。何か大きな見直しが、委託内容にも見直しがあるのか、あるいはそのようなものは全くなく、業者の工事のことで行うのかということをもう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

○議長（串田金八） 松沢業務課長。

○業務課長（松沢昭治） 12番議員にお答えいたします。

今のごみ焼却業務委託料の補正につきましては、内容等につきましては変更等はありません。ですが先ほど総務課長の方からご説明がございましたように、同一業者が7年間やられているということで、うちにございます長期継続契約に関する条例の規定に委託料は入ってございませんが、やはりそろそろ見直しをする時期にきているのではないかとということで、今回債務負担行為をかけまして、本

年度中に契約をしまして、またこれが翌日からすぐ業務に入れるというものでございませぬので、早めに、例えば運転の講習を行わなければならないということで債務負担行為を設けさせていただいたものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（串田金八） 12番、堀議員。

○12番（堀 雄一郎） そうしますと、今少しご説明いただいたのでわかったのですが、おおむね変わらないということですが、何か入札等をその際行われるということなんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今債務負担行為につきまして、内容につきましては業務課長からお話したとおりでございませぬけれども、これにつきましてはやはり年に、5～6年とか、7年になってしまうのですが、これにつきましては適正な競争の原理を働かせるために指名競争入札で業者を選定をして、それで契約関係につきまして公明、公正な業務について取り扱いをしたいと、そういうこととございませぬ。

以上でございませぬ。

○12番（堀 雄一郎） 了解しました。

○議長（串田金八） ほかにございませぬか。7番、滝島議員。

○7番（滝島愛夫） 今の関連なのですけれども、ということは、今やっている委託業者は今回の指名に入れぬということですか、契約の、完全に。要するに西多摩衛生組合の方針として7年間継続してやった業者から新しい業者に変えるのだということは、今の業者を入札に指名に入れぬということなんでしょうか。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今現在委託している業者につきまして、入れるとか入れぬということではございませぬ。やはり適正な価格で入札をするには、やはり今の業者も含めましてこれから指名委員会を開きまして、組合に登録しております業者の中から選定をしまして、今の業者も含めるかどうかは指名委員会の中で決めるわけとございませぬが、今のところは、今の委託業者につきましては特段問題はございませぬので、それも含めまして、ほかの業者も含めまして指名競争入札にしたいというような考えとございませぬ。

○議長（串田金八） 7番、滝島議員。

○7番（滝島愛夫） そうすると、私はここで組合の議員になったのですけれども、昨年も債務負担行為、この件でとってあったのですか。要するに指名競争入札でやられるということは、いつ何時業者が変わるかわからない、それはそのリスクは西多摩衛生組合は毎回しょっているはずなのですよね。なんで今年だけ、7年続いているから、業者が変わる可能性があるから債務負担行為をとるのだと、ちょっと説明がおかしいのではないですか。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 焼却業務委託につきましては、稼働時よりも運転業務については委託をしております。過去に、10年のときに第1回目の入札をして業者を決定しております。その後同じ方式で6年ぐらい経って、また入札をしております。今回また3回目の入札ということで、これは先ほど来業務課長の方からご説明がありましたけれども、一定期間を過ぎたらやはり入札に付そうというようなこととございませぬ。

なぜ債務負担行為かと言いますと、当然今ご指摘のように常に毎回業者が変わるということで、毎年入札をしていった場合には、現実には、実体としては焼却業務委託というのはできない、こういった実体がございます。

したがって、定期的に入札をして、数年間はこれは随意契約でいっております。毎年その業務の履行をチェック、確認をしながら随意契約を進めていくと、これが未来永劫に10年、20年と続いているのかという側面もございますので、我々としては5年、10年経験した職員がずっと残っていただけるとするのは、業務上では技術的にレベルアップするというメリットもございますが、その半面、競争原理をどうしようかという側面もございますので、一定期間を過ぎたら入札をしていくと、こういったことできております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第9号、平成21年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件についてお諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号、平成21年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成21年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会